

第 59 回技能五輪全国大会及び第 41 回全国障害者技能競技大会における新型コロナウイルス感染拡大防止のための具体的な措置

令和 3 年 1 0 月 2 2 日
厚生労働省
中央職業能力開発協会
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
東京都

第 59 回技能五輪全国大会（以下「技能五輪」という。）及び第 41 回全国障害者技能競技大会（以下「全国アビリン」という。）を開催・実施するに当たって、新型コロナウイルス感染拡大防止のため取り組むべき具体的な事項等を取りまとめたものである。

なお、当該内容は、現段階で得られている知見等に基づき作成しており、今後の知見の集積及び地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得る。

1 競技委員会等の開催時の対応

- (1) 原則として 5 人以上競技委員等が集合しての会議は開催せず、できるだけスカイプ、ズーム等の Web 会議、メール等により実施することとする。
- (2) 集合しての会議を実施するに当たっては、以下の事項に留意するよう、周知・徹底することとする。
 - ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。
 - ア 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人等に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触がある場合
 - ② マスクを持参し、会場内ではマスクを着用すること。
 - ③ 会場に入場する際には、手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
 - ④ 会場内の座席の配置等に当たっては、参加者の距離（1 m 以上）を確保すること。距離を確保できない場合でも、仕切りのない対面での座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなどの工夫をすること。
 - ⑤ 競技委員会等が主催する懇親会等の開催は控えること。

- ⑥ 感染防止のために決めたその他の措置を遵守するとともに、中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高障求機構」という。）の指示に従うこと。
- ⑦ 競技委員等が会議終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査等で陽性となった場合は、中央協会又は高障求機構に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行う濃厚接触者の調査等に協力すること。

2 技能五輪及び全国アビリン開催時の感染防止対策

【参考：資料1（注意事項）】

技能五輪及び全国アビリンは、混雑を回避するため、来場を選手・関係者等のみに制限し、事前登録とQRコードを活用した入場受付を行う。（詳細は別途周知する。）

また、開会式及び閉会式（成績発表）については、選手等が一堂に会する形式を取りやめ、オンライン開催とする。

- (1) 競技会場への入場者及び入場可能な会場の範囲については、別添のとおりとするものとする。
- (2) 技能五輪又は全国アビリン参加選手（以下「選手」という。）への対応
東京都及び中央協会又は高障求機構は、都道府県職業能力開発協会（以下「都道府県協会」という。）又は都道府県庁に対して、感染拡大の防止のために選手及びその指導者等（以下、単に「参加者」という。）が遵守すべき事項を明示して、協力を求めることとする。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、技能五輪及び全国アビリンへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することとする。

なお、参加者に求める感染拡大防止のために遵守すべき措置は、以下のとおり。

- ① 参加者は、新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）を2回接種後2週間経過しているか、又は来場初日から原則72時間以内に採取した検体に係るPCR検査結果が陰性であること。
- ② 参加者は、以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる事
ア 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
イ 同居家族や身近な知人等に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合
ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされ

ている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触がある場合

- ③ マスクを持参し、会場内ではマスクを着用すること。
- ④ 会場では、手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ⑤ 会場内では、他の参加者及び競技委員等との距離（競技エリアはできるだけ2 m以上、その他は1 m以上）を確保すること。
- ⑥ 競技中に大きな声での会話、応援等をしないこと。
- ⑦ 感染防止のために定められたその他の措置を遵守するとともに、東京都及び中央協会又は高障求機構の指示に従うこと。
- ⑧ 参加者が技能五輪又は全国アビリン終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査等で陽性となった場合は、東京都、中央協会又は高障求機構に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行う濃厚接触者の調査等に協力すること。

(3) 競技の参加受付時（競技準備のための工具等搬入時や下見時等を含む。以下同じ。）の対応

【参考：資料2（受付の流れ）】

東京都、中央協会及び高障求機構は、競技の参加受付時に参加者が密になることを防止するとともに、安全に競技を実施するため、競技会場入口等での受付の際には、以下の事項を行うこととする。

- ① 参加者にはワクチン接種済証又はPCR検査結果が陰性であることが確認できるもの（原本、紙コピー、スマートフォン等による写し）を提示させ、確認すること。
- ② 参加者には体温計、サーモグラフィ等を用いて検温を行い、当日37.5℃を超える発熱がある場合は、入場を制限すること。
- ③ 参加者には当日の健康状態を口頭で確認し、体調に異常がある場合は、入場を制限すること。
- ④ 受付場所には、手指消毒剤を設置し、参加者に消毒させること。
- ⑤ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること（状況によっては、受付を行う大会スタッフがフェイスシールドの装着により対応することを含む。）。
- ⑥ 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。

(4) 参加者への対応

- ① ワクチン接種済み又は検査結果陰性の確認
東京都は、競技の参加受付時（来場初日）に、参加者に対して次のい

れかの提示を求めることとする。

- ア ワクチン接種（2回）から2週間経過したことが分かるもの
接種会場でシールの貼付と必要事項の記載を受けた「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証（臨時）」等
- イ PCR検査結果が陰性であることが確認できるもの
検査機関からの結果通知メール等

② 体調の確認

東京都は、参加者に対し、会場入口等で体温計、サーモグラフィ等を用いて検温を行い、当日 37.5℃を超える発熱がある場合は、入場を制限することとする。

また、受付時に当日の健康状態を口頭で確認し、体調に異常がある場合は、入場を制限することとする。

③ マスク等の準備状況の確認

東京都、中央協会及び高障求機構は、参加者がマスクを着用していることを確認することとする。

なお、技能五輪で、職種ごとの特性により選手の競技中のマスクの着用が適さない場合は、競技委員の判断・指示に従うものとするものの、下見、参加受付、競技方法等の説明、休憩等の競技を行っていない間は、マスクの着用を求めることとする。

(※) マスク（特に外気を取り込みにくいN95 などのマスク）を着用して競技を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するよう、適宜周知することとする。

また、全国アビリンの選手については、大会期間中は原則としてマスクを着用することとするが、選手の障害の種類・程度等によりマスクを着用することが困難であると高障求機構が認める場合は、この限りではない（事前に高障求機構あて申出て、高障求機構が認めた場合に限る。）。

④ 技能五輪、全国アビリン及びその前後の留意事項

技能五輪又は全国アビリンの参加者は、技能五輪、全国アビリン及びその前後の打合せ等においても、三つの密（密接、密集、密閉）（以下「三つの密」という。）を避けるとともに、マスクを着用するなど十分な感染防止対策を講ずることとする。

⑤ 感染防止のためのその他の措置

東京都、中央協会及び高障求機構は以下のことを周知することとする。
ア 会場でのアルコール等による手指消毒、人と人の距離（1 m以上）の確保、競技中に大きな声での会話、応援等をしないこと。

イ 技能五輪又は全国アビリン終了後2週間以内に新型コロナウイルス

感染症に関するPCR検査等で陽性となった場合は、東京都、中央協会又は高障求機構に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行う濃厚接触者の調査等に協力すること。

(5) 競技委員等への対応

東京都、中央協会及び高障求機構は、競技委員等が競技会場入りする当日に、競技委員等に対して参加者と同様に、上記(4)①のワクチン接種済み又は検査結果陰性の確認ができるものの提示、(4)②の当日の体調の確認、(4)③のマスクの着用を求めることとする。

なお、競技委員等は、大会期間中及びその前後の打合せ等においても、三つの密を避けるとともに、マスクを着用するなど十分な感染防止対策を講ずることとする。

さらに、宿泊の際は、食事等を除き宿泊施設からの不要不急の夜間外出をしないこと。

(6) 競技委員等以外の大会スタッフへの対応

東京都、中央協会及び高障求機構は、競技委員等以外の大会スタッフへの対応のほか、会場設営等の運営の一部を外部に委託する場合には、上記(5)に準じた措置を講ずるよう求めることとする。

(7) 競技会場において東京都、中央協会及び高障求機構が準備等すべき事項
【参考：資料3（競技エリアの考え方）】

① 競技エリア

競技エリアにおける感染リスクを下げるため、以下に配慮して準備することとする。

ア 三つの密を避けるため、原則として競技エリアの中心と競技エリアの中心の距離を2m以上かつ競技エリアと競技エリアの距離（作業台などを隔てている場合においては、選手と作業台越しの隣の競技エリア）を1m以上空けることとする。選手と選手の間隔を2m以上確保できない場合には、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽することとする。なお、各職種の競技会場の広さ、感染防止対策を踏まえ、必要に応じ、対応することとする。

イ 選手と選手以外の者との間隔をできるだけ2m以上空けることとする。

ウ 競技委員等により、複数の選手が触れる可能性のある競技機材を、選

手が入れ替わる際等にこまめに消毒する。

エ 東京都及び高障求機構は、参加者、競技委員等が技能五輪及び全国アビリン開催の間にこまめに手指を消毒できるよう、職種又は種目ごとの競技エリアにアルコール等の手指消毒剤を設置することとする。

オ 扉・窓・搬出入シャッターの開放や空調運転により、会場内を十分に換気する。

② 参加者や競技委員等のための更衣室、休憩・待機スペース（招集場所）等

更衣室、休憩・待機スペース等は感染リスクが比較的高いと考えられることから、東京都及び高障求機構は、以下に配慮して準備することとする。

ア 広さにはゆとりを持たせ、参加者や競技委員等が密になることを避ける。

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者や競技委員等の数を制限する等の措置を講じる。

ウ 室内又は待機スペース内で複数の参加者、競技委員等が触れると考えられる場所（ドアノブ、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。

③ 洗面所（トイレ）

洗面所についても感染リスクが比較的高いと考えられることから、東京都は、以下に配慮して管理するため、会場を運営する機関と調整・確認することとする。

ア トイレ内の複数のトイレ利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。

イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

ウ 手洗い場には、石けん（ポンプ型等）を用意する。

エ 感染症への感染を防ぐ手洗いの方法を掲示する。

オ あらかじめ、参加者や競技委員等に、手ふきタオルの持参を呼びかける。

④ 飲食物（弁当等）の提供時

飲食物（弁当等）を参加者や競技委員等に提供する際には、東京都、中央協会及び高障求機構は、以下に配慮することとする。

ア 参加者や競技委員等が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛ける。

イ 飲料については、ペットボトル、ビン、缶等個別配付できるものを提供する。

(8) 選手が競技等を行う際の留意点

東京都、中央協会及び高障求機構は、参加者、競技委員等に対し、以下の留意点を周知・徹底することとする。

① 十分な距離の確保

職種又は種目に関わらず、選手が競技をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。強度が高い競技の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。距離を確保できない場合でも、仕切りのない状態で対面することは避け、可能な限り対角に位置取りする、横並びになるなどの工夫をする必要があること。

(※) 感染予防の観点からは、1 m以上の距離を空けることが適当である。

② その他

ア タオルは共用しないこと。

イ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、飲食中の会話は控えること。食べきれなかったもの・飲みきれなかったもの等を指定場所以外に捨てないこと。

3 その他の留意事項

(1) 交通機関の利用及び宿泊における留意事項

厚生労働省、中央協会、高障求機構及び東京都は、参加者や競技委員等に対し、以下の留意点を周知・徹底することとする。

- ① 利用する交通機関及び宿泊施設は、適切な新型コロナウイルス感染防止対策を採っているものに限ること。
- ② 参加者や競技委員等は、利用する各交通機関及び各宿泊施設が策定する「新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従い対応すること。
- ③ 参加者や競技委員等は、食事等を除き宿泊施設からの不要不急の夜間外出はしないこと。
- ④ 宿泊する際は感染拡大防止のためシングルルーム（またはツインのシングルユース）を利用することが望ましいこと。

(2) 新型コロナウイルス接触確認アプリ等の推奨

厚生労働省、中央協会、高障求機構及び東京都は、参加者や競技委員等に対し、厚生労働省が配信しているスマートフォンアプリ「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の使用を推奨することとする。また、東京都が運用しているシステム「東京版新型コロナ見守りサービス」の使用を推奨することとする。

(3) 感染発生に備えた準備

東京都は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、来場者管理のため収集した氏名・連絡先等の情報について、保存期間（1月程度）を定めて保存しておくこととする。

また、技能五輪又は全国アビリン終了後に、参加者や競技委員等から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、東京都等の衛生部局とあらかじめ検討することとする。

なお、感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じて検討することとする。